

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例等の一部を改正する条例制定の件

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
等の一部を改正する条例

（東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部改正）

第 1 条 東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年東大阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 7 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 4 7 条 指定児童発達支援事業者は、法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 6 2 条中「第 3 4 条」の次に「、第 4 7 条」を加える。

第 8 3 条、第 8 4 条、第 9 5 条及び第 1 0 0 条中「第 4 6 条まで、第 4 8 条から」を削る。

（東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年東大阪市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第 4 5 条第 7 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年東大阪市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条の 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 13 条第 6 項において準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 4 条 東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年東大阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改める。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条を第 23 条とし、第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 22 条 認定こども園の設置者は、法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学

校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条 東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年東大阪市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の

必要な措置を講じなければならない。

（東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年東大阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第 1 条関係）

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第 4 7 条 <u>指定児童発達支援事業者は、法第 2 1 条の 5 の 1 8</u> <u>第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及</u> <u>び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等</u> <u>のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条</u> <u>第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条にお</u> <u>いて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場</u> <u>合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者</u> <u>（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性</u> <u>及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをい</u> <u>う。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯</u> <u>罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければな</u> <u>らない。</u> （準用）	第 4 7 条 <u>削除</u> （準用）

第 6 2 条 第 5 条、第 8 条、第 1 0 条及び第 4 節（第 1 2 条、第 2 4 条第 1 項及び第 4 項、第 2 5 条、第 2 6 条第 1 項、第 3 2 条、第 3 4 条、第 4 7 条並びに第 5 2 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（準用）

第 8 3 条 第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 5 1 条まで、第 5 2 条第 1 項及び第 5 3 条から第 5 5 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 1 7 条中「第 3 8 条第 6 号及び第 5 2 条第 2 項」とあるのは「第 8 3 条において準用する第 3 8 条第 6 号」と、第 2 3 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 8 2 条第 1 項」と、第 2 6 条第 2 項中「第 2 4 条第 2 項」とあるのは「第 8 2 条第 2 項」と、第 2 7 条第 1 項、第 2 8 条（見出しを含む。）及び第 5 5 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第 6 2 条 第 5 条、第 8 条、第 1 0 条及び第 4 節（第 1 2 条、第 2 4 条第 1 項及び第 4 項、第 2 5 条、第 2 6 条第 1 項、第 3 2 条、第 3 4 条並びに第 5 2 条第 2 項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（準用）

第 8 3 条 第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 4 6 条まで、第 4 8 条から第 5 1 条まで、第 5 2 条第 1 項及び第 5 3 条から第 5 5 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 1 7 条中「第 3 8 条第 6 号及び第 5 2 条第 2 項」とあるのは「第 8 3 条において準用する第 3 8 条第 6 号」と、第 2 3 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 8 2 条第 1 項」と、第 2 6 条第 2 項中「第 2 4 条第 2 項」とあるのは「第 8 2 条第 2 項」と、第 2 7 条第 1 項、第 2 8 条（見出しを含む。）及び第 5 5 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第 8 4 条 第 8 条、第 9 条、第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 5 1 条まで、第 5 2 条第 1 項、第 5 3 条から第 5 8 条まで、第 7 7 条及び第 8 2 条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第 9 5 条 第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条から第 2 7 条（第 6 項及び第 7 項を除く。）まで、第 2 7 条の 2、第 2 8 条から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 3 7 条まで、第 3 9 条、第 3 9 条の 2、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 第 1 項、第 4 2 条から第 5 1 条まで、第 5 2 条第 1 項及び第 5 3 条から第 5 5 条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 1 3 条第 1 項中「第 3 8 条」とあるのは「第 9 4 条」と、第 1 7 条中「いう。第 3 8 条第 6 号及び第 5 2 条第 2 項において同じ。」と

(準用)

第 8 4 条 第 8 条、第 9 条、第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 4 6 条まで、第 4 8 条から第 5 1 条まで、第 5 2 条第 1 項、第 5 3 条から第 5 8 条まで、第 7 7 条及び第 8 2 条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第 9 5 条 第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条から第 2 7 条（第 6 項及び第 7 項を除く。）まで、第 2 7 条の 2、第 2 8 条から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 3 7 条まで、第 3 9 条、第 3 9 条の 2、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 第 1 項、第 4 2 条から第 4 6 条まで、第 4 8 条から第 5 1 条まで、第 5 2 条第 1 項及び第 5 3 条から第 5 5 条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 1 3 条第 1 項中「第 3 8 条」とあるのは「第 9 4 条」と、第 1 7 条中「いう。第 3 8 条第 6 号及び第 5 2

あるのは「いう。」と、第 2 3 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 9 3 条第 1 項」と、第 2 6 条第 2 項中「第 2 4 条第 2 項」とあるのは「第 9 3 条第 2 項」と、第 2 7 条第 1 項、第 2 8 条（見出しを含む。）及び第 5 5 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第 2 8 条第 4 項中「第 2 7 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点」を踏まえた」とあるのは「第 2 7 条第 4 項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第 4 9 条第 1 項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

（準用）

第 1 0 0 条 第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条から第 2 7 条（第 4 項を除く。）まで、第 2 7 条の 3 から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 3 7 条まで、第 3 9 条、第 3 9 条の 2、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 第 1 項、第 4 2 条、第 4 4 条から第 5 1 条まで、第 5 2 条第 1 項、第 5 3 条から

条第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 2 3 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 9 3 条第 1 項」と、第 2 6 条第 2 項中「第 2 4 条第 2 項」とあるのは「第 9 3 条第 2 項」と、第 2 7 条第 1 項、第 2 8 条（見出しを含む。）及び第 5 5 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第 2 8 条第 4 項中「第 2 7 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点」を踏まえた」とあるのは「第 2 7 条第 4 項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第 4 9 条第 1 項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

（準用）

第 1 0 0 条 第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 5 条から第 2 7 条（第 4 項を除く。）まで、第 2 7 条の 3 から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 3 7 条まで、第 3 9 条、第 3 9 条の 2、第 4 1 条の 2、第 4 1 条の 3 第 1 項、第 4 2 条、第 4 4 条から第 4 6 条まで、第 4 8 条から第 5 1 条まで、第

第55条まで及び第92条から第94条までの規定は、指定
保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合におい
て、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第100条
において準用する第94条」と、第17条中「いう。第38
条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「い
う。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とある
のは「第100条において準用する第93条第1項」と、第
26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第100条
において準用する第93条第2項」と、第27条第1項及び
第28条（見出しを含む。）中「児童発達支援計画」とある
のは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受
けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害
児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施
設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問
先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害
児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並び
に当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者

52条第1項、第53条から第55条まで及び第92条から
第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業につい
て準用する。この場合において、第13条第1項中「第38
条」とあるのは「第100条において準用する第94条」と、
第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項にお
いて同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただ
し書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用
する第93条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2
項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2
項」と、第27条第1項及び第28条（見出しを含む。）中
「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」
と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事
業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援
を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）
による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」
と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障
害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項

評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第２条関係）

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第１３条の２ 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、</u> <u>法第４５条第７項において準用する法第２１条の５の１８</u> <u>第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及</u> <u>び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等</u> <u>のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条</u> <u>第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条にお</u> <u>いて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場</u> <u>合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児</u> <u>童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉</u> <u>鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係</u> <u>る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認</u> <u>をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	

東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	

東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表（第４条関係）

新	旧
（教育及び保育の計画） 第１５条 認定こども園は、法<u>第５条</u>の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第３８条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づき、並びに子どもの１日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u>	（教育及び保育の計画） 第１５条 認定こども園は、法<u>第６条</u>の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第３８条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づき、並びに子どもの１日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

第 2 2 条 認定こども園の設置者は、法第 6 条の規定に基づ
き、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事
業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関す
る法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児
童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止
し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に
保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務
に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境
の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確
認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）そ
の他の必要な措置を講じなければならない。

第 2 3 条・第 2 4 条 （略）

第 2 2 条・第 2 3 条 （略）

東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第14条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項に</u> <u>おいて準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づ</u> <u>き、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事</u> <u>業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関す</u> <u>る法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児</u> <u>童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止</u> <u>し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適</u> <u>切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接</u> <u>する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性の</u> <u>ある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係</u> <u>る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認</u> <u>をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	第14条 <u>削除</u>

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第</u> <u>4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定</u> <u>に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保</u> <u>育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置</u> <u>に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定</u> <u>する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）</u> <u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼</u> <u>児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼</u> <u>児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉</u> <u>鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをい</u> <u>う。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯</u> <u>罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければな</u> <u>らない。</u>	